

私立小中学校授業料減免補助金について

1. 概要

入学後に発生した保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった世帯を支援するための補助金です。 ※返済は不要です。

2. 対象となる学校

三重県内に設置された以下の私立学校です。

・小学校・中学校・中等教育学校(前期課程) ・特別支援学校(小学部・中学部)

3. 補助対象者

(1) 家計急変年度

- 保護者等のすべてが失業や倒産等(以下「失業等」という。)により授業料の納付が困難になった者
- 保護者等の一方が失業等をした場合において、他の保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が135,000円未満になった者

(2) 家計急変年度の翌年度以降

- 保護者等の家計急変後の年収の合計が400万円未満相当
- 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満

4. 補助金額

(1) 家計急変年度

授業料満額(※授業料以外の経費は補助対象外)

(2) 家計急変年度の翌年度以降

28,000円を上限に授業料を補助(※授業料以外の経費は補助対象外)

5. 受給するために必要な書類

(1) 家計急変年度

- ① 授業料減免申請書(様式A-1)
- ② 家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証等)
- ③ 保護者等全員の所得課税証明書
- ④ 家計急変した保護者等が勤務を継続している場合は収入証明書類

(2) 家計急変年度の翌年度以降

- ① 授業料減免申請書(様式A-2)
- ② 家計急変の発生事由を証明する書類
※前年度提出済みの場合は省略可
- ③ 保護者等全員の所得課税証明書
- ④ 家計急変後の収入を証明する書類(直近3カ月の給与明細書の写し等)
- ⑤ 扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(健康保険証の写し等)

6. 支給方法

当該補助金は、学校設置者(学校法人)が申請者に代わって受け取り、授業料等と相殺されます。**児童生徒や保護者等が直接受け取るものではありません。**(学校によっては、一旦授業料等を納め、後日、生徒や保護者が補助金相当額を受け取る場合もあります)。

